

業務委託契約約款（発注者支援）新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第28条（略）</p> <p>（部分払）</p> <p>第29条 受注者は、業務の完了前に、業務の出来形部分に対する委託料相当額の10分の9に相当する額の範囲内において、発注者に対し、部分払金の支払いを請求することができる。ただし、この請求は委託期間中<u>頭書の部分払の回数</u>以内とし、月1回を超えてはならない。</p> <p>2 受注者は、前項の規定により部分払金の支払いを請求しようとするときは、出来形検査申請書を発注者に提出しなければならない。</p> <p>3 発注者は、前項の規定により受注者から出来形検査申請書の提出を受けた日から起算して10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の出来形部分等について検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>4 受注者は、前項の規定により発注者から通知があったときは、部分払金支払請求書を発注者に提出して部分払金の支払いを請求することができる。</p> <p>5 発注者は、前項の規定により受注者の提出する適法な部分払金支払請求書を受理したときは、その日から起算して15日以内に部分払金を受注者に支払わなければならない。</p> <p>6 <u>部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、</u>第1項の業務の出来形部分に対する委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 <u>部分払金の額 ≤ 第1項の業務委託料相当額 × (9 / 10)</u></p> <p>7 第5項の規定により部分払金が支払われた後における2回目以後の部分払金の支払いを請求することができる金額は、前項の式により算定した金額から既に支払われた部分払金の額を差し引いて得た金額とする。</p>	<p>第1条から第28条（略）</p> <p>（部分払）</p> <p>第29条 受注者は、業務の完了前に、業務の出来形部分に対する委託料相当額の10分の9に相当する額の範囲内において、発注者に対し、部分払金の支払いを請求することができる。ただし、この請求は委託期間中<u>回以内</u>とし、月1回を超えてはならない。</p> <p>2 受注者は、前項の規定により部分払金の支払いを請求しようとするときは、出来形検査申請書を発注者に提出しなければならない。</p> <p>3 発注者は、前項の規定により受注者から出来形検査申請書の提出を受けた日から起算して10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の出来形部分等について検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>4 受注者は、前項の規定により発注者から通知があったときは、部分払金支払請求書を発注者に提出して部分払金の支払いを請求することができる。</p> <p>5 発注者は、前項の規定により受注者の提出する適法な部分払金支払請求書を受理したときは、その日から起算して15日以内に部分払金を受注者に支払わなければならない。</p> <p>6 第1項の業務の出来形部分に対する委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>7 第5項の規定により部分払金が支払われた後における2回目以後の部分払金の支払いを請求することができる金額は、前項の式により算定した金額から既に支払われた部分払金の額を差し引いて得た金額とする。</p>
<p>第30条から第34条（略）</p> <p>（発注者の催告によらない解除権）</p> <p>第35条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第4条第1項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。</p> <p>(2) 第4条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。</p> <p>(3) この契約の成果品を完成させることができないことが明らかであるとき。</p> <p>(4) 受注者がこの契約の成果品の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> <p>(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。</p> <p>(6) 契約の成果品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしな</p>	<p>第30条から第34条（略）</p> <p>（発注者の催告によらない解除権）</p> <p>第35条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第4条第1項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。</p> <p>(2) 第4条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。</p> <p>(3) この契約の成果品を完成させることができないことが明らかであるとき。</p> <p>(4) 受注者がこの契約の成果品の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> <p>(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。</p> <p>(6) 契約の成果品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしな</p>

業務委託契約約款（発注者支援）新旧対照表

新	旧
<p>いでその時期を経過したとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。</p> <p>(9) 第43条又は第44条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合には<u>その者その他経営に実質的に関与している者</u>を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の<u>代表者その他経営に実質的に関与している者</u>をいう。以下この号において同じ。）が、<u>暴力団又は暴力団員</u>であると認められるとき。</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>ロ 役員等が、</u>自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど<u>している</u>と認められるとき。</p> <p><u>ハ 役員等が、</u>暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p><u>ニ 役員等が、</u><u>暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている</u>と認められるとき。</p> <p>ホ <u>役員等が、</u>暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</p>	<p>いでその時期を経過したとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。</p> <p>(9) 第43条又は第44条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合には<u>その者</u>を、受注者が法人である場合にはその役員<u>又は</u>その支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の<u>代表者</u>をいう。以下のこの号において同じ。）が<u>暴力団員</u>であると認められるとき。</p> <p><u>ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u></p> <p><u>ハ 役員等が</u>自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど<u>した</u>と認められるとき。</p> <p><u>ニ 役員等が、</u>暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p><u>新設</u></p> <p>ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</p>
<p>第35条の2から第41条 （略）</p> <p><u>(相殺)</u></p> <p><u>第41条の2 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する請負代金請求権及びその他債権と相殺することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、相殺してなお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。</u></p>	<p>第35条の2から第41条 （略）</p> <p><u>新設</u></p>

業務委託契約約款（発注者支援）新旧対照表

新	旧
<p>第42条から第49条（略）</p> <p><u>（情報通信の技術を利用する方法）</u></p> <p><u>第50条 契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、各種法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u></p> <p>（以下省略）</p>	<p>第42条から第49条（略）</p> <p><u>新設</u></p> <p>（以下省略）</p>